

令和4年5月26日

陳情第83号

小田原市個人情報保護条例の見直しに関する陳情書

小田原市個人情報保護条例の見直しに関する陳情書

【陳情趣旨】

職員が個人情報についての認識が非常に低いこと、何が個人情報なのかを理解出来ていない為に、個人情報の開示を障がい福祉課に行ったが、「事業所が出した市の書類なので開示できない」また、個人情報の誤情報の内容を個人が事業所に訂正依頼を告げた時にも、「保管期間中は、訂正をしなくていい。現在利用の事業所に対し、この部分は誤情報と伝えればいい。それを決めるのは市である」と回答し、個人情報であることの認識ができていない。介護保険は、「契約終了後の保管期間でも間違えた個人情報は修正をしなければいけない」と回答された。神奈川県障害福祉課や厚生労働省に問い合わせたが「間違えた個人情報は訂正する」と回答が有りました。特に、障がい福祉課・その他の要配慮個人情報（センシティブ情報）を取り扱う課は、個人情報を職務上知り得る立場にいるが、個人情報・要配慮個人情報を本人に同意なく第三者に提供した、情報共有で個人情報・要配慮個人情報を第三者に提供することは地方公務員法の第34条第1項「秘密を守る義務」違反である。間違えた個人情報・要配慮個人情報が市から提供されたことで偏見を持たれ、非常に権利利害を被っているのが、条例の個人情報・要配慮個人情報（センシティブ情報）の具体化及び小田原市で取り扱う個人情報を課ごとでの、書類の見直し・取扱い方法（個人情報の同意書は控えを本人にも渡す）必要以上の情報の取得がないように市議会から働きかけていただきますようお願いいたします。

障がい福祉課では、申請書に部分的な個人同意がついているが、それを全ての個人情報の同意書と勘違いしていた。同書類は市に提出だけで本人に控えを渡していない。書類の改善を求めても、行わない。障害サービス給付番号を事業者が知る権利が有るからと伝えてしまう。本人から伝えるべき情報を市の職員が同意書を書いて貰っているからと説明する。内容は、第三者に対する情報提供の同意書ではない。総務課に各課の個人情報の取扱い方や、書類の確認を訴えても何もしない。研修の強化を訴えても行わない。このことから条例の改正を市議会から働きかけていただきますようお願いいたします。

【陳情項目】

- 1 小田原市個人情報保護条例で取り扱う個人情報の具体的な内容記載及び見直しをしてください。（個人が特定できてしまう内容を含む）
- 2 要配慮個人情報（センシティブ情報）の具体的な記載をしてください。条例第6条第4号の具体的な内容記載をしてください。個人情報保護法に基づく内容を確認し変更してください。
- 3 職員が取り扱う業務内容、何が個人情報になるのかを課ごとで業務内容の確認及び書類の見直し、個人情報取扱いの総務課が介入し改善することを呼びかけてください。
- 4 個人情報・要配慮個人情報は、地方公務員法にも関係してくる事です。「秘密を守ること」が市民の情報を日々扱う中で、日常になり過ぎていて軽視されています。扱う情報を重んじるようにしてください。

令和4年5月26日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市寿町4丁目20番27号

椎野恵美子 ㊞